

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効力日) (注2)	署 名 者	告示日 告示番号 (注3)
モザンビーク	イレークアンバ間道路橋梁整備計画のための贈与に関する 平成二十五年六月十四日付けの取極の修正に関する日本国 政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「5,041,000千円」に改める。	H28.7.20 マプトで (同日)	日本側 水谷章在モザンビ ーク大使 モザンビーク側 ニエトテ イ・フルーケ・モンブラ ーネ外務協力副大臣	H29.7.4 229号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。